三　地域再生計画の区域の範囲　都城市及び宮崎県北諸県郡三股町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び雇用創造先導的創業等奨励金（三の六）

○内閣府告示第二百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊佐地域の特性を活かした第六次産業創出・育成による雇用創出
二　地域再生計画の名称　伊佐市の全域
三　地域再生計画の区域の範囲　伊佐市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡徳之島町
二　地域再生計画の名称　健康的な特産品開発「ヘルシーブランド」構想による雇用機会の創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡徳之島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　沖縄県及びうるま市並びに沖縄県国頭郡宜野座村及び金武町
二　地域再生計画の名称　沖縄県環金武湾地域雇用創造プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　うるま市並びに沖縄県国頭郡宜野座村及び金武町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日内閣府告示第六百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　帯広市
二　地域再生計画の名称　「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　帯広市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）及び地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第二百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第四百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　南国市
二　地域再生計画の名称　「食育のまちづくり」を活用したブランド食品・食品加工技術人材創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南国市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）、地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第二百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第五百五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊後高田市
二　地域再生計画の名称　豊後高田「昭和の町」づくり計画　～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興をめざして～
三　地域再生計画の区域の範囲　豊後高田市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○総務省告示第三百八十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十二条第一項及び同法第百三条において準用する同項の規定に基づき登録認定機関から技術基準適合認定及び設計認証の報告を受けたので、同法第九十二条第二項及び同法第百三条において準用する同項並びに端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第八条第四項及び第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十二日

総務大臣　佐藤　勉

1　財団法人電気通信端末機器審査協会

技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称

カイシン工業株式会社
カイシン工業株式会社
カイシン工業株式会社

設計認証を受けた者の氏名又は名称

ラトックシステム株式会社
株式会社クールテクノロジーズ
株式会社クールテクノロジーズ

技術基準適合認定を受けた端末機器の種類

電話用設備に接続される端末機器
電話用設備に接続される端末機器
電話用設備に接続される端末機器

設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類

電話用設備に接続される端末機器
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器

技術基準適合認定を受けた端末機器の名称

受付案内システム	KM021－A030
受付案内システム	KM021－A030－6
受付案内システム	KM021－A030－7

設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称

REX－C56EX	
HMS－H300M	
HMS－H300S	

技術基準適合認定番号	技術基準適合認定をした年月日
A09004700 1	平成21年2月16日
A09005800 1	平成21年2月23日
A09005900 1	平成21年2月23日

設計認証番号	設計認証をした年月日
A09001600 1	平成21年2月4日
D09002800 1	平成21年2月4日
D09002900 1	平成21年2月4日